

令和6年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している資産について申告していただくことになります。

つきましては、この「申告の手引き」にもとづいて申告書等を作成のうえ、提出してください。

1 提出期間 **令和6年1月4日（木）～令和6年1月31日（水）**
※期限近くになると窓口が混雑しますので、お早めにご提出して下さるようご協力をお願いします。

2 提出書類 償却資産申告書、種類別明細書
（詳しくは7ページをご参照ください）
※初めて申告書を提出される方は、税務署に提出された減価償却資産内訳・明細書（写）、または減価償却費の計算書（写）の添付をお願いします。

3 提出先 五島市役所 税務課 資産税班
〒853-8501 五島市福江町1番1号
電話（0959）72-6111
直通（0959）72-6114
FAX（0959）72-1941
※各支所 窓口班でも提出できます。

申告書を郵送にて提出される方で、受付の「控」が必要な方は、切手を添付した返信用封筒を必ず同封してください。同封が無い場合は、返送は出来かねますのでご了承ください。

4 お知らせ
五島市公式サイトまるごと（市役所のページ）から「償却資産申告の手引き」、「償却資産申告書」等をダウンロードできます。

<http://www.city.goto.nagasaki.jp>

《目 次》

1	償却資産とは	
	(1) 償却資産とは	3
	(2) 償却資産の種類	3
	(3) 建物付属設備の償却資産と家屋の区分	4
2	償却資産の申告について	
	(1) 申告していただく方	5
	(2) 申告の対象となる資産	5
	(3) 申告の必要がない資産	5
	(4) 国税との主な違い	6
3	申告の方法について	
	(1) 一般方式(1年間の増加資産と減少資産のみを申告するもの)	7
	(2) 企業電算処理方式(毎年全資産を申告するもの)	8
	(3) 留意点	8
	償却資産の電子申告(エルタックス)について	9
4	税額等について	
	(1) 評価額の算出方法	10
	(2) 税額の算出方法	11
	(3) 免税点	11
	(4) 納期	11
5	非課税及び課税標準の特例等	
	(1) 非課税となる資産	11
	(2) 課税標準の特例が適用される資産	11
	(3) 減免	11
6	実地調査協力をお願い	11
7	申告書等の記載方法	
	(1) 償却資産申告書	12
	(2) 明細書(増加資産・全資産用)	13
	(3) 明細書(減少資産用)	14

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業、漁業を営んでいる方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

(2) 償却資産の種類

償却資産を種類ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		資産の具体例（主なものを例示）
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、広告塔、プレハブ式事務所、倉庫、ビニールハウス、畜舎、堆肥舎など家屋と区別されるもの(家屋として評価されていないもの)、その他土地に定着した土木設備
	建物付属設備	受・変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作（次ページ「償却資産と家屋の区分」をご参照ください。）
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械装置、クレーン等建設機械、農業用機械装置、駐車場の機械装置、太陽光・風力発電設備
3	船 船	一般船舶、作業船、漁船、遊漁船、ボート
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー
5	車両及び運搬具	<p>動力運搬車、大型特殊自動車（0、00～09、000～099、9、90～99、900～999 ナンバーの車両）</p> <p>※自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産は入りません。</p> <p>注）次の要件を1つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。 （小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です。）</p> <p>①農耕作業用自動車…最高速度 35km/h 以上のもの</p> <p>②農耕作業用自動車以外のもの</p> <p>ア 最高速度 15km/h 以上のもの</p> <p>イ 自動車の長さが 4.7メートルを超えるもの</p> <p>ウ 自動車の幅が 1.7メートルを超えるもの</p> <p>エ 自動車の高さが 2.8メートルを超えるもの</p>
6	工具器具及び備品	測定・検査工具、医療機器、厨房用機器、理美容機器、自動販売機、エアコン、家具、カーテン、陳列ケース、広告看板、パソコン、電話機、生物（観賞用、興業用に供する生物に限る）

(3) 建物附属設備の償却資産と家屋の区分

この表は通常設備について一般的に区分したものです。特定の生産又は業務用の設備等については、取り扱いが異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

設備の区分		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作		賃借人等が施工したもの（「家屋に含めるもの」に記載された設備等も含む。）	所有者が施工したもの
電気設備	受・変電設備	変圧器並びに付属する配管及び配線一式、工業用変送電設備	
	予備電源設備	発電設備、蓄電池設備	
	中央監視設備	監視制御盤、センサー、配管、配線	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電灯照明設備	屋外照明設備、ネオンサイン、スポットライト	屋内照明設備
	電力引込設備	引込工事	
	電話設備	電話機、交換機、電源装置	配管、配線
	インターホン設備	インターホン機器	配管、配線
	放送設備	マイクロホン、アンプ、スピーカー、出力制御盤	配管、配線
	ＩＴＶ設備	受像機、カメラ	配管、配線
	電気時計設備	時計、配電盤	配管、配線
	共同聴視設備		全て
	ナースコール設備		全て
ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
給排水設備	水源	井戸、屋外設備	
	給水設備	屋外設備、引込工事、ばっき装置、ろ過装置	左記以外の設備
	排水設備	屋外設備、引込工事	左記以外の設備
衛生設備		事業用流し類	
給湯設備	局所給湯設備	瞬間湯沸器、貯湯式給湯器、ボイラー、貯湯槽	配管、ユニットバス等用給湯器
	中央給湯設備	ソーラー式集熱器	左記以外の設備
防災設備	火災報知設備	住宅用火災警報器、屋外設備	自動火災報知設備一式
	消火設備	消火器、避難器具、ガスボンベ、屋外消火栓設備	左記以外の設備
	避雷設備		全て
換気設備		特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
空調設備		ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
運搬設備		特定の生産又は業務用の設備	左記以外の設備
厨房設備		調理機器、食器洗浄器、製氷機、冷凍冷蔵庫	
その他設備	洗濯機設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、事業用給配水管	
	医療機器設備	医療用ガス設備、吸引設備、滅菌水製造設備、ポンベ、真空ポンプ、消毒設備、手術設備、X線設備	
	その他	広告塔、看板、簡易仕切、陳列棚、機械式駐車設備、カーテン、ブラインド、LAN設備	
外構工事		舗装路面、門、塀等の土木設備又は工作物	

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和6年1月1日現在、五島市内に償却資産を所有している法人や個人の方で、次に掲げる方も含みます。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 割賦販売の場合、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ウ 償却資産の所有者がわからない場合は、使用されている方
- エ 償却資産を共有で所有されている方
- オ 「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に該当するリース資産を所有されている方（原則としてリース会社）

(2) 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も含みます。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても令和6年1月1日現在において事業の用に供しているもの
- イ 遊休又は未稼働の資産であっても、令和6年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
- ウ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取扱います。）
- エ 福利厚生のに供するもの
- オ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されているもの
- カ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
- キ 賃借人等（テナント）が施工した内装、造作、建築設備等の資産
※賃借人等（テナント）が償却資産として申告することになります。
（地方税法第343条第10項、五島市税条例第54条第8項）

(3) 申告の必要がない資産

- ア 無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権、営業権、ソフトウェア等）
- イ 車両及び運搬具のうち、自動車税の課税対象となる自動車並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- ウ 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの（一時に損金算入しているもの）
- エ 取得価額が20万円未満（個人の場合は10万円以上20万円未満）の償却資産を、税務会計上3年で一括償却しているもの
- オ ファイナンス・リース取引に係るリース資産で平成20年4月1日以降にその所有者が取得した際の取得価格が20万円未満のもの

(4) 国税との主な違い

項 目	固定資産税の取り扱い	国 税 の 取 り 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事 業 年 度
減価償却の方法（注 1）	一般の資産は固定資産税定率法	一般の資産は 定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度（注 2）	認められません	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却（注 3） （所得税・法人税）	認められます	認められます
中小企業者等の少額資産 特 例（注 4）	認められません	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の 100 分の 5	備忘価額（1 円）まで
改 良 費	区 分 評 価 （改良を加えられた資産と改良 費を区分して評価します）	原則区分評価 （平成 19 年 3 月 31 日以前の 改良費は合算して評価します）

（注 1） 平成 19 年度の法人税法等における減価償却制度の抜本改定による新定率法（250%定率法）及び残存価額と償却可能限度額の廃止（備忘価額 1 円）については、税の性格等から固定資産税に対しては適用になりませんのでご注意ください。なお、固定資産税定率法とは、法人税法等の旧定率法の減価率と同様です。

（注 2） 圧縮記帳の制度は認められていません。国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

（注 3） 法人税法施行令第 60 条または所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却、法人税法施行令第 57 条第 1 項第 3 号または所得税法施行令第 130 条第 1 項第 3 号に規定する陳腐化資産の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行うことができます。増加償却の場合は「税務署長への届出書」の写しを、陳腐化資産の場合は「国税局長の承認通知書」の写しを添付してください。

（注 4） 租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 の規定による中小企業者等が平成 18 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得し使用する、取得価額 30 万円未満の減価償却資産については、当該取得の年度で合計額 300 万円まで必要経費に計上または損金算入することができますが、固定資産税（償却資産）では課税対象資産となります。

3 申告の方法について

(1) 一般方式(1年間の増加資産と減少資産のみを申告するもの)
提出していただく書類

申告内容	提出書類			備考 (五島市内における償却資産について)
	申告書	種類別明細書		
		増加資産・ 全資産用	減少資産用	
増加した資産がある方	○	○	×	種類別明細書(増加資産・全資産用)に、増加した資産を記入してください。
減少した資産がある方	○	×	○	種類別明細書(減少資産用)に、減少した資産を記入してください。
増加・減少資産の両方ともある方	○	○	○	種類別明細書(増加資産・全資産用)、種類別明細書(減少資産用)それぞれに増加・減少した資産を記入してください。
資産の増減がない方	○	×	×	申告書「22.備考」欄に「昨年の申告資産に増減なし」と記入してください。
廃業・転出された方	○	×	×	申告書「22.備考」欄に「廃業・解散・転出等」と記入し、その年月日を記入してください。
該当する資産がない方	○	×	×	申告書「22.備考」欄に「該当する資産なし」と記入してください。

ア 令和5年1月2日以後に新たに事業を開始された方、全資産申告をお願いした方は「増加した資産がある方」の欄をご参照ください。

イ 初めて申告書を提出される方は、税務署に提出された減価償却資産内訳・明細書(写)または、減価償却費の計算書(写)の添付をお願いします。

ウ 住所や社名等の変更があった場合は、備考欄に変更前の住所、社名等を記入してください。

エ エルタックスで電子申告される場合も、必ず増加、減少の種類別明細書をご提出ください。

(2) 企業電算処理方式（毎年全資産を申告するもの）

申告内容	提出書類		備考 (五島市内における償却資産について)	
	申告書	種類別明細書		
		増加資産・ 全資産用		減少資産用
該当する資産がある方	○	○	×	種類別明細書（増加資産・全資産用）に、 所有している償却資産をすべて記入し てください。

ア 全国的に統一された様式により、申告してください。

ただし、独自の様式で申告される場合は、次の事項に留意してください。

- (1) 全国的に統一された様式による記載項目の全てを記載すること。
- (2) 全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行うこと。
- (3) 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載した様式であること。
- (4) 種類別明細書は、種類ごとに区分して作成し、その合計額を記載すること。
- (5) 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし本体と区分して評価計算を行うこと。
- (6) 評価計算上の償却可能限度額は、取得価額または資本的支出の 95%までとすること。

イ リース会社が電算処理により毎年全資産申告をされる場合、種類別明細書について、主に次のような例外が認められています。

- (1) 行数の増加（50 行）
- (2) 「賃借人名（使用者名）」の項目を設けて記載すること。
- (3) 「課税標準の特例」「増加事由」の項目の抹消。ただし、「摘要欄」に記号で表示し、欄外に記号の説明をつけること。

※ 新たに電算処理により全資産申告をされる方は、事前にご相談ください。

(3) 留意点

正当な理由がなく申告をされなかった場合は、五島市税条例第 75 条の規定により過料を科せられるほか、地方税法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、平成 18 年度から地方税法第 354 条の 2 の規定により国税資料の閲覧が可能となりましたので、申告をされなかった場合、最終的にはその資料に基づき推計課税を行う場合があります。

固定資産税（償却資産）を申告する皆様へ

エルタックス eLTAX の電子申告を ぜひご利用ください！

1. 電子申告のメリット

① 電子申告のメリット

- インターネットを通じて、オフィスやご自宅から簡単に申告できます。
→ 混み合う窓口に出かける必要が無く、郵送料金もかかりません。
- 紙の申告書作成よりも手間がかかりません。
→ PCdesk（無料）やeLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトには、申告書への自動入力や自動計算などサポート機能が完備されています。
- 複数の地方団体に資産が所在している場合でも、一括でそれぞれの地方団体分の申告書を作成・送信することが可能です。

② 償却資産の申告書作成支援機能（一括作成機能）のご紹介（令和2年12月リリース）

画面入力で資産の一覧管理
ができます。増加資産や減少
資産を反映すると、申告時に
変更分を抽出して、提出すべ
き複数団体へ一括申告が可能
です。（詳しくはコチラ：
<https://www.eltax.lta.go.jp/documents/02648>）

① 一覧管理

提出先	資産の名前	数量	取得価格
A市	ヘリコプター	1	999,999
A市	ボート	3	888,888
B市	エアコン	20	777,777
B市	応接セット	2	666,666
C市	ベッド	5	555,555



PCdesk(DL版)

② 一括申告

A市
B市
C市

2. eLTAXのご案内

eLTAXの利用時間	8:30~24:00 (土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く。) ※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日にご利用いただけません。
eLTAXホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/
よくあるご質問	疑問点がある場合は、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。 https://eltax.custhelp.com/ 

お早めにご申告くださいますよう、ご協力お願いします。

4 税額等について

(1) 評価額の算出方法

- ① 資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。
- ② 資産の取得時期、取得価格及び耐用年数から算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価格×前年中取得のもの減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のもの減価残存率＝評価額

毎年この方法により計算し評価額が取得価格の5%になるまで償却します。評価額が取得価格の5%未満になる場合は5%でとどめます。

《減価残存率表》

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
1			11	0.905	0.811	21	0.948	0.896
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	30	0.963	0.926
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	35	0.968	0.936
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	40	0.972	0.944
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	45	0.975	0.950
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	50	0.977	0.955

※ rとは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

[例えば]

取得価格 250,000 円、取得時期令和 5 年 6 月、耐用年数 4 年の場合

(前年中取得のもの減価残存率・・・0.781)

(前年前取得のもの減価残存率・・・0.562)

R6 250,000 円×0.781 =195,250 円

R7 195,250 円×0.562 =109,730 円

R8 109,730 円×0.562 = 61,668 円

R9 61,668 円×0.562 = 34,657 円

R10 34,657 円×0.562 = 19,477 円

R11 19,477 円×0.562 = 10,946 円 < 12,500 円

※令和 11 年度で算出額が取得価格の 5% (12,500 円) より小さくなるので、以降 12,500 円で評価されます。

(2) 税額の算出方法

税額 (100 円未満切り捨て)	＝	課税標準額※ (1,000 円未満切り捨て)	×	税率 (0.014)
---------------------	---	---------------------------	---	------------

※課税標準額とは令和6年1月1日現在の償却資産の評価額の合計です。

(3) 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

(4) 納期

5月、7月、12月、2月の4回で納めてください。

ただし、過年度において申告すべきであった資産について、さかのぼって課税となった場合の納期は、1回になります。

5 非課税及び課税標準の特例等

(1) 非課税となる資産

地方税法第348条に定める資産については、非課税となります。該当する資産があると思われる場合は、お問い合わせください。

例) 国・県・市に無償貸与している公用または公共用の資産
宗教法人の宗教施設等

(2) 課税標準の特例が適用される資産

一定の要件を満たす償却資産は、公共料金の抑制、企業体質の改善、公害対策の充実等の様々な見地から地方税法第349条の3、同法附則第15条の規定の適用を受け、課税標準の特例が認められます。該当する資産があると思われる場合は、お問い合わせください。

例) 漁業・海運業者が所有する船舶(内航船舶、外航船舶)
五島市より認定を受けた先端設備導入計画により導入された設備
再生可能エネルギー発電設備など

(3) 減免

天災などによる被害を受けた場合など、五島市税条例等で定める要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請により固定資産税が減免される場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

6 実地調査協力をお願い

地方税法第353条及び地方税法第408条の規定に基づき、順次、申告内容の確認調査を行う場合があります。必要な帳簿類や参考書類の提出を求めたり、資産にかかる調査を行いますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

また、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合は、資産の取得年次に応じて現年度だけでなく過年度についても価格や税額の変更をすることになりますので、あらかじめご了承ください。

なお、正当な理由なく実地調査を拒否されますと、地方税法第354条の規定により罰金などを科せられることがあります。

7申告書等の記載方法

(1) 償却資産申告書

◎ 網掛けした欄は記載しないでください。

受付印 五島市長 殿 令和6年1月15日 令和6年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※所有者コード _____	
①住所 (ふりがな) 又は納税通知 ②氏名 (ふりがな) 法人にあってはその名称及び代表	③個人番号又は法人番号 ④事業種目 (資本金等の額) ⑤事業開始年月 ⑥この申告に回答するものの係及び氏名 ⑦税理士等の名前 (電話)	⑧短縮耐用年数の承認 ⑨増加償却の届出 ⑩非課税該当資産 ⑪課税標準の特例 ⑫特別償却又は圧縮記載 ⑬税務会計上の償却方法 ⑭青色申告	有・無 有・無 有・無 有・無 定率法 定額法 有・無
住所 ことしふくえまち 五島市福江町1-1 (電話 72-6111)		個人番号又は法人番号 事業種目 土木工事業 (500 百万円) 事業開始年月 年 月 この申告に回答するものの係及び氏名 経理係 五島花子 (電話 825-0000) 税理士等の名前 (電話 829-0000)	
所有者 株式会社 代表取締役社長 五島太郎 (屋号)		⑧短縮耐用年数の承認 有・無 ⑨増加償却の届出 有・無 ⑩非課税該当資産 有・無 ⑪課税標準の特例 有・無 ⑫特別償却又は圧縮記載 有・無 ⑬税務会計上の償却方法 定率法 定額法 ⑭青色申告 有・無	
⑩前年前に取得したもの ⑪前年中に減少したもの ⑫前年中に取得したもの ⑬計		⑮市(区)町村内 ⑯における事業所等資産の所在地 ⑰借用資産 (有・無) ⑱事業所用家屋の所有区分 ⑲備考(添付書類等)	
資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計		①五島市福江町1-1 ②五島市龍淵町9-1 ③ 五島市吉久木町1-1 ○○リース(株) tel.72-0000 ①自己所有 ②借家 所有者名 償却次郎 及び住所 五島市福江町○○ 18 備考(添付書類等) 22	
取得価額 10 520 000 1 690 200 1 430 000 10 259 800		評価額(ホ) 決定価格(ヘ) 課税標準額(ト)	

第二十六号様式

①住所
住民登録等の住所、電話番号を記載してください。個人の方で書類を営業所あて送付した方がよい場合は営業所の住所を記載してください。

②氏名
法人名及び代表者名を記載してください。個人営業の方は、氏名を記載してください。

③個人番号又は法人番号
個人番号又は法人番号(マイナンバー)を記載してください。

④事業種目
事業の種類を具体的に記載してください。また、法人は、資本金を記載してください。

⑤事業開始年月
事業開始年月(法人設立年月)を記載してください。

⑥応答者
申告の内容について直接応答される方を記載してください。

⑦税理士
経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

⑧~⑭
該当するものを○で囲んでください。
⑧で「有」と記載の方は、「耐用年数短縮承認通知書」の写しを添付してください。
⑨で「有」と記載の方は、「増加償却届出書」の写しを添付してください。
⑩で「有」と記載の方は、非課税に該当する資産の価額等は申告しないでください。
⑪で「有」と記載の方は、地方税法の条文中でどれに該当するか⑫に記載してください。
⑬⑭の取扱いは地方税法では適用になりませんが、確認のため記載してください。

⑮事業所等資産の所在地
2以上の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を○で囲んでください。

⑩前年前に取得したもの
前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

⑪前年中に減少したもの
前年中(令和5年1月2日から令和6年1月1日)に減少した資産の種類ごとに取得価額を記載してください。

⑫前年中に取得したもの
前年中(令和5年1月2日から令和6年1月1日)に取得した資産の種類ごとに取得価額を記載してください。

⑬取得価額の計
⑩から⑫の計を記載してください。

⑰借用資産
該当するものを○で囲んでください。「有」の場合は、当該所有者名、資産名を記入してください。

⑱備考
・資産の増減がない場合は「昨年の申告資産に増減なし」と記入して下さい。
・廃業・転出された方は「廃業・解散・転出」と記入し、その年月日を記入してください。
・該当する資産がない方は「該当する資産なし」と記入してください。

⑲所有区分
借家の方は当該家屋の所有者名及び住所を記入してください。

(2) 明細書 (増加資産・全資産用)

令和6年度

① 所有者コード		種類別明細書 (増加資産・全資産用)										⑭ 所有者名				1 枚のうち					
		1. はじめて申告される方は、申告すべき全資産について記入してください。 2. 前年度以前から申告されている方は、新たに取得した資産のみ記入してください。										株式会社 ○○建設				1 枚目					
行番号	資産の種類	③ 資産の名称等	④ 数量	⑤ 取得年月			⑥ 取得価額				⑦ 耐用年数	⑧ 減価残存率	⑨ 価格				⑩ 課税標準の特例 率 コード	⑪ 課税標準額	⑫ 増加事由	⑬ 摘要	
				年号	年	月	十億	百万	千	円			十億	百万	千	円					十億
01	2	溶接機	1	4	25	6					950	000	12	0.						1・2 3・4	令和5年2月 〇〇市より
02	6	パソコン	1	5	5	1					200	000	2	0.						1・2 3・4	中古
03	6	パッケージエアコン	1	5	5	2					280	000	6	0.						1・2 3・4	
04	2	太陽光発電設備一式 (福江町△番地)	1	5	5	6					5 000	000	17	0.						1・2 3・4	
05														0.						1・2 3・4	
06														0.						1・2 3・4	
07														0.						1・2 3・4	
08														0.						1・2 3・4	
09														0.						1・2 3・4	
10														0.						1・2 3・4	
11														0.						1・2 3・4	
12														0.						1・2 3・4	
13														0.						1・2 3・4	
14														0.						1・2 3・4	
15														0.						1・2 3・4	
16														0.						1・2 3・4	
17														0.						1・2 3・4	
18														0.						1・2 3・4	
19														0.						1・2 3・4	
20														0.						1・2 3・4	
小計																					

第二十六号様式別表一

①所有者コード
記載の必要はありません。

②資産の種類
1 構築物、2 機械及び装置、3 船舶、4 航空機、5 車両及び運搬具、6 工具・器具備品

③資産の名称等
漢字、カタカナ、数字、アルファベット大文字で記載してください。濁点、半濁点も一文字として数え、左寄せで記載してください。

④数量
資産の数量を記載してください。

⑤取得年月
取得した年月を記載してください。年号は数字で記載してください。昭和3 平成4 令和5

⑥取得価額
資産を取得するために支出した金額、又は支出すべき金額(附帯費を含みます。)を記載してください。圧縮記帳を行っている場合は圧縮前の取得価額を記載してください。

⑦耐用年数
資産に対応する耐用年数を記載してください。なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、また国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。

⑬摘要
当該資産について次のような事項を記載してください。
・課税標準の特例の適用がある資産について、その旨の表示と適用条項(例: 349の3⑥)
・他の市区町村から移動して受け入れた資産について、その旨の表示と移動年月(例: 令和5年8月に企業内移動)
・割賦販売資産等、地方税法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売上の名称等
・貸付資産(リース資産)については、貸付先の所在地、氏名又は名称
・短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
・中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示

⑧減価残存率⑩課税標準
記載の必要はありません。

⑫増加事由
1 新品取得、2 中古品取得、3 企業内移動による受入、4 その他

⑭所有者名
申告書に記載した所有者名を記載してください。

(3) 明細書 (減少資産用)

令和6年度

種類別明細書 (減少資産用)

行 番 号	② 資産の 種類	③ 抹消コード	④ 資産の名称等	⑤ 数 量	⑥ 取得年月			⑦ 取得価額		⑧ 耐 用 年 数	⑨ 申 告 年 度	⑩ 減少の事由及び区分	⑪ 摘 要
					年 号	年	月	十 百 千 円	円				
01	2		高圧洗浄機	1	4	4	2	625	000	15		1・②・3・4 ①・2	
02	2		発電機	1	4	14	9	600	000	13		①・2・3・4 ①・2	令和5年6月(有)〇〇建設へ売却
03	6		エアコン	1	4	10	5	320	000	6		1・②・3・4 1・②	当初取得価格960,000円(数量3)のうち 320,000円(数量1)減少
04	6		ファックス	1	4	13	6	145	200	5		1・2・③・4 ①・2	令和5年11月〇〇営業所へ
05												1・2・3・4 1・2	
06												1・2・3・4 1・2	
07												1・2・3・4 1・2	
08												1・2・3・4 1・2	
09												1・2・3・4 1・2	
10												1・2・3・4 1・2	
11												1・2・3・4 1・2	
12												1・2・3・4 1・2	
13												1・2・3・4 1・2	
14												1・2・3・4 1・2	
15												1・2・3・4 1・2	
16												1・2・3・4 1・2	
17												1・2・3・4 1・2	
18												1・2・3・4 1・2	
19												1・2・3・4 1・2	
20												1・2・3・4 1・2	
小計													

第二十六号様式別表二

①所有者コード
記載の必要はありません。

②資産の種類～③抹消コード
種類別明細書の「種類」及び「資産コード」に印字しているコードを記載してください。

④資産の名称等
該当資産の名称、規格等を記載してください。

⑤数量
資産の数量を記載してください。

⑥取得年月
取得した年月を記載してください。
年号は数字で記載してください。
昭和3 平成4 令和5

⑦取得価額
減少した資産の取得価額を記載してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

⑧耐用年数
当該資産に対応する耐用年数を記載してください。
なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、また国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。

⑩摘要
当該資産が減少した事由について「1売却」にあつてはその売却先の名称等を、「2滅失」にあつてはその滅失の理由等を、「3移動」にあつてはその受け入れ先の所在地等を、「4その他」にあつてはその減少の事由等を記載してください。
減少の区分が「2一部」に該当する場合には次のように記載してください。
(例) 当初取得価格96万円(数量3)のうち32万円(数量1)分減少
その他必要な事項

⑫所有者名
申告書に記載した所有者名を記載してください。

⑨申告年度
記載の必要はありません。

⑩減少の事由及び区分
該当するものを○で囲んでください。